

建築基準法（抜粋）

（市町村の条例に基づく制限）

第六十八条の二 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

2 前項の規定による制限は、建築物の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の区域にあつては適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、集落地区計画の区域にあつては当該集落地区計画の区域の特性にふさわしい良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため、それぞれ合理的に必要と認められる限度において、同項に規定する事項のうち特に重要な事項につき、政令で定める基準に従い、行うものとする。

3 第一項の規定に基づく条例で建築物の敷地面積に関する制限を定める場合においては、当該条例に、当該条例の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合の適用の除外に関する規定（第三条第三項第一号及び第五号の規定に相当する規定を含む。）を定めるものとする。

4 （以下、省略）

佐倉市地区計画建築審議会設置条例

佐倉市地区計画建築審議会設置条例

平成五年十月一日

条例第三十七号

改正 平成一二年 三月二八日条例第三〇号

(設置)

第一条 本市に、地区計画(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画をいう。以下同じ。)の区域内における建築物について必要な事項を審議するため、佐倉市地区計画建築審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議事項)

第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を市長に答申する。

- 一 佐倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成十二年佐倉市条例第三十一号)第五条第三項及び第十五条第二項に規定する事項に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、地区計画の区域内における建築物に関し、特に市長が必要と認める事項

(組織)

第三条 審議会は、委員五人以内をもって組織する。

- 2 委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、建築主管課において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成六年二月一日から施行する。

附 則(平成一二年三月二八日条例第三〇号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。